

高崎高等特別支援学校いじめ対応マニュアル

1 共通認識事項

- ・日頃から教職員の情報共有を密に行うと共に、特定の教職員のみで事案に対応せず、組織として「いじめ対策委員会」を中心に対応する。
- ・いじめを受けた生徒やその保護者の心情に寄り添うと共に、いじめを行った生徒の成長を支援する観点をもち、保護者と連携して指導や支援に当たる。
- ・必要に応じて、県教育委員会、行政組織、医療機関、所轄警察と連携して指導や支援に当たる。

2 いじめ又はいじめの兆候を把握した際の対応（枠下の記載は留意事項）

①教職員が、いじめ又はいじめの兆候を把握する。

- ・生徒の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢をもつ。
- ・生徒からの訴えや、アンケート調査(年3回)、生徒観察、面談等から積極的にいじめやいじめの兆候を把握するように努める。

②把握した教職員は速やかに「いじめ対策委員会」へ報告する。

- ・放課後や週休日であっても、管理職や生徒指導主事へ報告する。

③「いじめ対策委員会」は、速やかに関係生徒への聴き取り等、事実関係を明らかにするための調査を行うとともに、関係生徒の保護者へ連絡する。

- ・調査の結果、事案が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合や、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、所轄警察署へ相談・通報する。
- ・「いじめ防止対策推進法」第 28 条に規定する重大事態に該当する又は該当する疑いがある場合は、速やかに県教育委員会へ報告する。
- ・保護者の理解や納得を得た上で調査等を行うよう努める。

④「いじめ対策委員会」は、調査結果に基づき、関係生徒への指導・支援等に係わる方針を決定する。

- ・生徒の特性を十分踏まえた適切な方針となるよう努める。
- ・必要に応じて、医療機関等と連携して対応する。
- ・SNS 等が介在する事案等については、全校生徒への指導についても検討する。

⑤「いじめ対策委員会」は、関係生徒と保護者へ、調査結果及び、指導・支援等に係わる方針を説明する。

- ・保護者の理解や納得を得て、学校と家庭が連携して指導・支援に当たれるよう努める。

⑥「いじめ対策委員会」は、決定した方針に基づき、関係生徒への指導・支援を行う。

- ・いじめを受けた生徒への心のケアや、いじめを行った生徒の成長の支援等の観点から、十分な教育的配慮を行う。
- ・特に配慮が必要な生徒については、保護者との連携のもと、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

⑦「いじめ対策委員会」は関係生徒の保護者へ、適宜、指導・支援の状況や経過等について報告する。

- ・保護者の理解や納得を得て、学校と家庭が連携して指導・支援に当たれるよう努める。

⑧「いじめ対策委員会」は、いじめに係わる行為が止んでいる状態が 3 ヶ月以上継続し、かついじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない場合は、事案が解消されたものとする。

- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているか否かについては、いじめを受けた生徒及びその保護者へ確認した上で判断する。
- ・終了後も、引き続き関係生徒を注意深く見守るとともに、定期的に学校生活の様子等を保護者に連絡する。